

【お知らせ】消費税免税制度について（リファンド方式への変更のお知らせ）

令和8年（2026年）11月1日から、消費税免税制度がリファンド方式へ移行します。

※消費税免税制度とは、日本において、外国人旅行者や一定の条件を満たす日本人帰国者が、免税対象物品を購入する際、消費税を免税して購入できる制度です。

- 1 これまで免税購入対象者は、免税対象物品を税抜価格（免税）で購入することとされていましたが、リファンド方式移行後は、免税対象物品を通常価格（税込）で購入し、購入日から90日以内に出国時に空港等（税関）で物品を国外に持ち出すことが確認された後に、免税店等（空港トランジットエリア内の免税店を除く）から消費税相当額の返金が行われることとなります。

（ご参考）

[消費税免税制度リファンド方式リーフレット（旅行者向け）](#)

- 2 消費税免税制度の対象となるのは、外国人旅行者や一定の要件を満たす日本人帰国者ですが、このうち、日本人帰国者は、日本国籍を有し国外に引き続き2年以上居住している方となります。このため、制度を利用する際には、リファンド方式に移行後、以下のとおり、提示する書類が変更になります。

【現行】

- ①在留証明書または②戸籍の附票の写し

【移行後】

- ①在留証明書、②戸籍の附票の写しまたは③国外転出者向けマイナンバーカード
※①と②は、本籍（地番含む）の記載が不要になります。
※③が追加されました。

カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含みます。

なお、在留証明及び戸籍の附票の写しの作成日が最終入国日から起算して6月前の日以後であるものに限られるという点は変更ありません。また、自動化ゲートで入国した場合は旅券に入国証印が押されず免税の適用を受けられない点も変更はありませんので、引き続きご注意ください。

（ご参考）

[リファンド方式移行後の免税購入対象者（日本国籍）を確認する書類について](#)

- 3 消費税免税制度に関する詳細は、[観光庁](#)や[国税庁](#)のWEBサイトをご確認いただくか、[相談窓口](#)へ直接ご相談ください。